

# 令和4年度 私学助成園における 処遇改善事業についての説明会 次第

日時：令和4年6月20日（月）  
午後2時～午後3時30分  
会場：Zoom会議

## 1. 開会の挨拶

## 2. 自己紹介

## 3. 議題

### ①行政報告

文部科学省 高等教育局私学部 私学助成課長 八田 和嗣 様

### ②政策委員長からの報告

全日本私立幼稚園連合会 政策委員長 水谷 豊三

## 4. その他

## 5. 閉会

全日本私立幼稚園連合会

事務連絡  
令和4年6月14日

各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

令和4年度の私学助成園における処遇改善事業に係る取扱いの変更について

幼稚園（子ども・子育て支援新制度の施設型給付を受けるものを除く。）を設置する学校法人における幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための財政支援に取り組んでいるところですが、これまでお知らせしておりました国の財政支援の在り方について、下記のとおり変更することとします。

記

1. 令和4年10月から12月の取扱いについて

現在実施している「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」における補助は、補助期間を9月までとしているところ、本年12月まで延長することとします。

そのため、12月末まで当該補助金の継続を希望する幼稚園については、変更交付申請が必要となります。具体的手続きについては、実施要領等の改正が整い次第、お知らせいたします。なお、補助要件等の変更は予定しておりません。

2. 令和5年1月から3月の取扱いについて

「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」による処遇改善の取組を継続的に支援する「私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）」について、上記1.の補助期間変更に伴い、補助対象期間の開始を令和4年10月から、令和5年1月に変更します。

上記のとおり、「私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）」による補助期間が当初から短縮（6か月→3か月）されたことから、各都道府県におかれましては、学校法人負担が1/3に軽減されるよう、取り組んでいただくようお願いいたします。

具体的な配分方針等については、別途お知らせいたしますが、各都道府県におかれましては、本スキームを活用いただき、幼稚園教諭等の処遇改善の取組への支援を行っていただくよう、お願いいたします。

3. 令和5年度の取扱いについて

令和5年度の概算要求については現在検討中です。

【本件担当】

文部科学省高等教育局私学部

私学助成課助成第四係

電話：03-5253-4111（内線2547）

E-mail：josei4@mext.go.jp

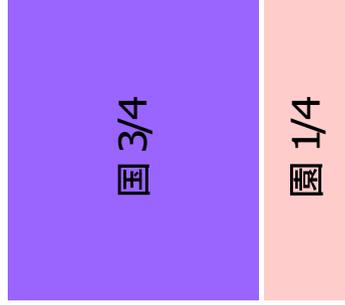
# 私学助成園における処遇改善事業に係る取扱いの変更について

## 【概要】

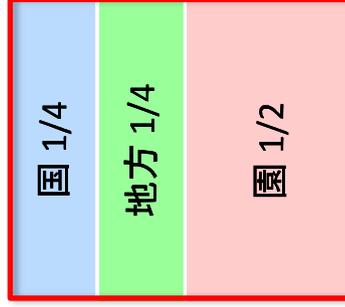
- ①「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」の補助期間を本年12月まで延長して実施。
- ②令和5年1月～3月について、**学校法人負担を1/3に軽減する都道府県の取組を支援**。  
国は「私立高等学校等経常費助成費補助金」において、都道府県補助額の1/2以内を補助。

## 令和4年度 変更前

4月～9月

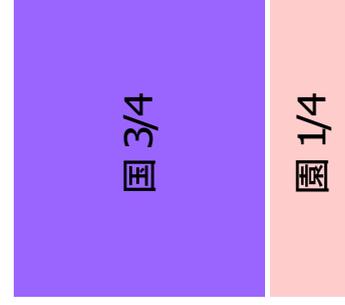


10月～3月

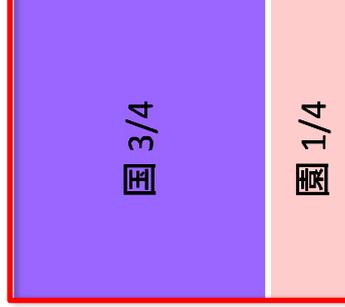


## 変更後

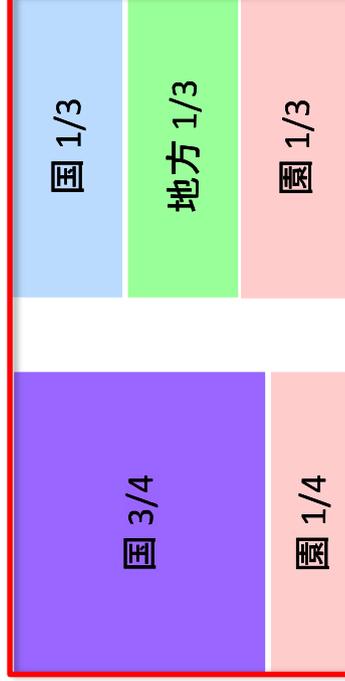
4月～9月



10月～12月



1月～3月



：教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）

：私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）

：都道府県事業

：設置者負担

政策委員会より

## 大切な3つの説明

- ①教育支援体制整備事業費交付金
- ②研修ハンドブックのE(保育実践)の問題
- ③処遇改善加算Ⅱの対象人数の問題

## ①教育支援体制整備事業費交付金の問題

私学助成園の場合、9.000円の賃金改善の補助率が10月から1/2になることの対応について。

## 1. 令和4年10月から12月の取扱いについて

- 「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」  
の 補助期間を9月までとしていたところ、12月まで延長されました。
  
- 既に補助金を交付されている園は、12月末までの延長する手続きが必要になります。 具体的手続きは、追って、**所轄の都道府県から連絡がありますので、遺漏ないように対応してください。**
  
- 内閣府の事業と異なり、文部科学省は、毎月、新規の申請を受け付けています。  
これまで「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」の補助申請をしていなかった園は、まだ申請が間に合いますので、これを機に申請を検討してください。

## 2. 令和5年1月から3月の取扱いについて

○国の「私立高等学校等経常費助成費補助金」で支援が行われますが、当初の予定では、幼稚園負担 1/2 であったところ、「私立高等学校等 経常費助成費補助金」の補助期間が短くなった（6か月→3か月）こともあり、**幼稚園負担が 1/3 となるよう、文部科学省から各都道府県にお願いをしているようですので、各都道府県団体において、幼稚園負担の軽減を行っていただくよう、都道府県の私学担当部署に働きかけを行ってください。**

○更に、添付ファイルのポンチ絵では、**幼稚園負担 1/3 と書かれていますが、都道府県の判断で、幼稚園の負担を更に軽減することが可能です。**  
その場合、国は従来どおり「都道府県補助額の 1/2 以内を補助」（都道府県と同額を負担）することとされています。

## 〈具体例〉

- 例 1 幼稚園負担  $1/3$  の場合、国・都道府県負担は  $2/3$  となります。  
この  $2/3$  に対して、国が  $1/2$  を補助します。  
その結果、負担割合は、**幼稚園  $1/3$ 、国  $1/3$ 、都道府県  $1/3$**  となります。
- 例 2 幼稚園負担ゼロの場合、国・都道府県負担は  $10/10$  となります。  
この  $10/10$  に対して、国が  $1/2$  を補助します。  
その結果、負担割合は、**幼稚園ゼロ、国  $1/2$ 、都道府県  $1/2$**  となります。

例3 幼稚園負担  $1/4$  の場合、国・都道府県負担は  $3/4$  となります。  
この  $3/4$  に対して、国が  $1/2$  を補助します。  
その結果、負担割合は、**幼稚園  $1/4$  ( $2/8$ )**、**国  $3/8$** 、**都道府県  $3/8$**  となります。

例4 幼稚園負担  $1/5$  の場合、国・都道府県負担は  $4/5$  となります。  
この  $4/5$  に対して、国が  $1/2$  を補助します。  
その結果、負担割合は、**幼稚園  $1/5$** 、**国  $2/5$** 、**都道府県  $2/5$**  となります。

**各都道府県団体は、 $1/3$  に縛られることなく、更なる負担軽減を求めて、情報収集を行っていただくとともに、各都道府県の担当部署等に働きかけをおこなってください**

## 令和5年度の取扱いについて

- 現在検討中**ということであり、現時点で方向性は示されていませんが、引き続き、文部科学省から情報収集を行います。

**全日私幼連**としても、施策に優先順位を付け、**要望活動**を行いたいと考えています。

事 務 連 絡  
令和4年6月14日

各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

令和4年度の私学助成園における処遇改善事業に係る取扱いの変更について

幼稚園（子ども・子育て支援新制度の施設型給付を受けるものを除く。）を設置する学校法人における幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための財政支援に取り組んでいるところですが、これまでお知らせしておりました国の財政支援の在り方について、下記のとおり変更することとします。

### 1. 令和4年10月から12月の取扱いについて

現在実施している「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」における補助は、補助期間を9月までとしているところ、本年12月まで延長することとします。

そのため、12月末まで当該補助金の継続を希望する幼稚園については、変更交付申請が必要となります。 具体の手続きについては、実施要領等の改正が整い次第、お知らせいたします。なお、補助要件等の変更は予定しておりません。

### 2. 令和5年1月から3月の取扱いについて

「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」による処遇改善の取組を継続的に支援する「私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）」について、上記1.の補助期間変更に伴い、補助対象期間の開始を令和4年10月から、令和5年1月に変更します。

上記のとおり、「私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）」による補助期間が当初から短縮（6か月→3か月）されたことから、各都道府県におかれましては、学校法人負担が1/3に軽減されるよう、取り組んでいただくようお願いいたします。

具体的な配分方針等については、別途お知らせいたしますが、各都道府県におかれましては、本スキームを活用いただき、幼稚園教諭等の処遇改善の取組への支援を行っていただくよう、お願いいたします。

### 3. 令和5年度の取扱いについて

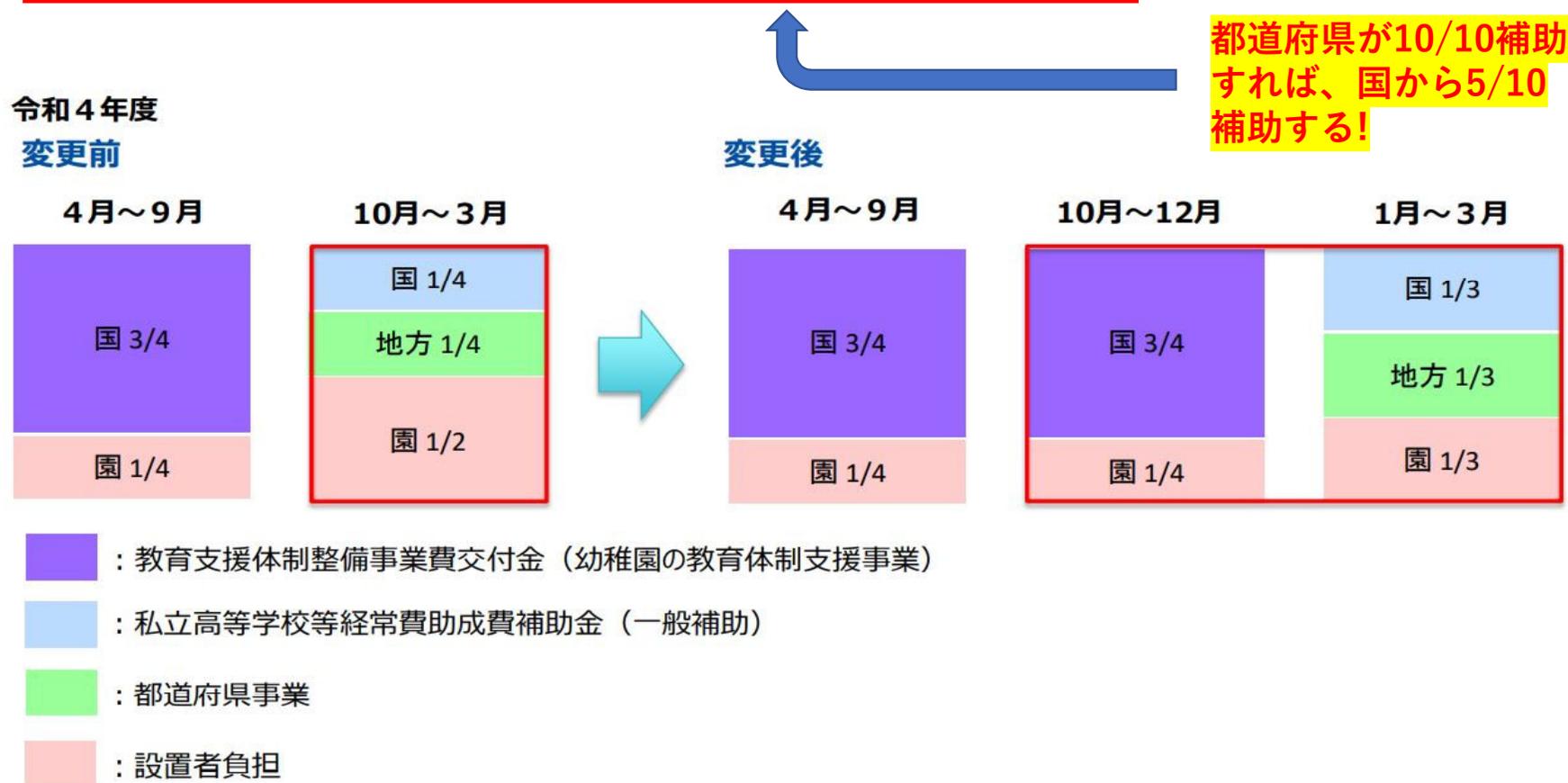
令和5年度の概算要求については現在検討中です。

# 私学助成園における処遇改善事業に係る取扱いの変更について



## 【概要】

- ①「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」の補助期間を本年12月まで延長して実施。
- ②令和5年1月～3月について、学校法人負担を1/3に軽減する都道府県の取組を支援。  
国は「私立高等学校等経常費助成費補助金」において、都道府県補助額の1/2以内を補助。



## 記

### 1. 令和4年10月から12月の取扱いについて

現在実施している「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」における補助は、補助期間を9月までとしているところ、本年12月まで延長することとします。

そのため、12月末まで当該補助金の継続を希望する幼稚園については、変更交付申請が必要となります。具体的手続きについては、実施要領等の改正が整い次第、お知らせいたします。なお、補助要件等の変更は予定しておりません。

### 2. 令和5年1月から3月の取扱いについて

「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」による処遇改善の取組を継続的に支援する「私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）」について、上記1.の補助期間変更に伴い、補助対象期間の開始を令和4年10月から、令和5年1月に変更します。

上記のとおり、「私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）」による補助期間が当初から短縮（6か月→3か月）されたことから、各都道府県におかれましては、学校法人負担が1/3に軽減されるよう、取り組んでいただくようお願いいたします。

具体的な配分方針等については、別途お知らせいたしますが、各都道府県におかれましては、本スキームを活用いただき、幼稚園教諭等の処遇改善の取組への支援を行っていただくよう、お願いいたします。

### 3. 令和5年度の取扱いについて

令和5年度の概算要求については現在検討中です。

## ②研修ハンドブックのE(保育実践)の問題

研修ハンドブックのE(保育実践)が大阪府で処遇改善Ⅱ対象者が修了すべき研修には当たらないと指摘された案件がありました。

他の都道府県でもそうした指摘を受けることがあるかもしれません

【処遇改善等加算Ⅱ 研修修了要件に係るFAQ】

保育所及び地域型保育事業所

|     |        |   |   |
|-----|--------|---|---|
| 2-6 | 保育実践研修 | <p>研修修了要件通知Ⅰ.1.(2)に保育実践研修が含まれていないが、過去に、処遇改善等加算Ⅱを取得するため、専門別分野研修に当たるものとして保育実践研修を受講した人の取扱いはどのようになるのでしょうか。</p> <p>また、同様にマネジメント研修を専門別分野研修として受講した人の取扱いはどのようになるのでしょうか。</p> | <p><u>保育実践研修は、専門別分野研修ではないため、処遇改善等加算Ⅱの対象者が修了すべき研修には当たりません。</u></p> <p>ただし、上記の取扱いについて、明確に示されたのが令和元年度であることを踏まえ、<u>令和元年度までに実施された保育実践研修に限り、専門分野別研修の一つとみなすこととします。</u>また、マネジメント研修についても、保育実践研修と同様に専門別分野研修の一つとして取り扱うことができます。</p> <p>ただし、上記の取扱いにより加算を受けた場合であっても、保育現場での多様な課題への対応やリーダー的な役割が求められていることを踏まえ、他の専門分野の研修を一つ以上受講していただくことが望ましいことに御留意ください。</p> |
|-----|--------|---|---|

【処遇改善等加算Ⅱ 研修修了要件に係るFAQ】

幼稚園・認定こども園

|      |                             |     |  |                                 |
|------|-----------------------------|-----|--|---------------------------------|
| 3-8  | 研修修了の認定                     | ○ ○ | <p>幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえて教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものであれば、加算に係る研修として扱ってよく、保育士等キャリアアップ研修と異なり、分野を用意する必要はないという理解でよろしいでしょうか。</p> | お見込みのとおりです。                     |
| 3-20 | 幼稚園・認定こども園における保育士等キャリアアップ研修 | ○ ○ | <p>保育所等では、保育実践分野の研修は修了すべき分野には含まれないとされていますが、幼稚園・認定こども園の職員が「保育実践」分野の研修を受講した場合、当該研修は、加算に係る研修として扱って差し支えないのでしょうか。</p>                         | <u>No. 2-6の保育実践研修の取扱いに準じます。</u> |

## 保育士等キャリアアップ研修の実施について

### 3 研修内容等

#### (1) 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

ア 専門分野別研修 (①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)

保育所等(子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

イ マネジメント研修

アの分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

ウ 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

## 保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

| 研修分野                                    | ねらい  | 内容  |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">保育実践</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育における環境構成</li> <li>・ 子どもとの関わり方</li> <li>・ 身体を使った遊び</li> <li>・ 言葉・音楽を使った遊び</li> <li>・ 物を使った遊び</li> </ul> |

つまり・・・、  
研修ハンドブックEの保育実践は、前ページの**ウ**(保育実践研修)  
に該当するものではなく、**ア**(専門分野別研修)に該当します。

という説明をする必要が場合によってはあります。

### ③ 処遇改善加算Ⅱの対象人数の問題

大阪府堺市で、加算Ⅱ算定対象人数の職員がひとりでも15時間の研修(令和5年度の加算Ⅱ-①の人数A・・・つまり4万円対象者)をひとりでも修了していなければ、全額支給されないと言われたことを受けて・・・・・・・・。

◆市町村が通知する「加算Ⅱ算定対象人数」

と

「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」

の人数は一致するとき限らない。

例 加算Ⅱ算定対象人数がA10名で、B6名の場合、令和5年度に15時間の研修を修了している者が9名だとする。

この場合、賃金改善計画書には、A9名・B6名で申請する。

令和6年度には30時間のAが7名、15時間のBが4名だとする。

この場合、賃金改善計画書には、A7名・B4名で申請する。

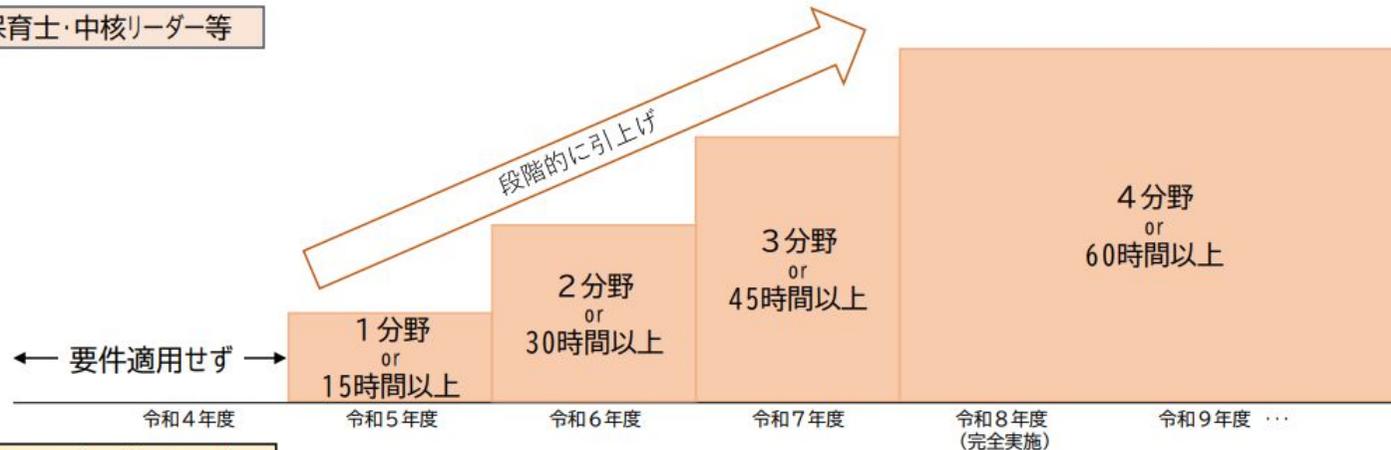
市町村への伝え方としては、「**研修修了者が算定対象人数より少ないので。**」という言い方ではなく・・・、

「**中核リーダー・専門リーダー(もしくは副主任保育士)に該当する職員が算定対象人数より少ないので、賃金改善計画に挙げた人数で申請します。**」という言い方が望ましい。

## 1. 研修修了要件の取扱い

- 新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わない。
- 研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始年度とする。
- 副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）とし、令和6年度以降、毎年度1分野（15時間以上）ずつ必要となる研修修了数を引き上げる。

### 副主任保育士・中核リーダー等



### 職務分野別リーダー・若手リーダー



※副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保したうえで、副主任保育士等に係る加算額を配分して賃金の改善を行う職務分野別リーダー等についても、令和6年度以降は、1分野（15時間）以上の研修修了が必要